

## おこめ券についてのQ&A（取扱業者様向け）

2026.10.01現在

| No. | 質問                                                                                | 回答                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 「期限付きおこめ券」の取り扱いたいのですが、どのようにしたらよろしいですか？（自社のネット通販及び米の生産者が自らお米を販売（直売、道の駅、ネット通販）を含む。） | 期限付きおこめ券をお取り扱いするための事前店舗登録や申請は必要ございません。ただし、使用済みのおこめ券を全米販で直接、精算（換金）する際には、登録が必要になりますので、以下の項目を全米販にメール（ho-okomeken@zenbeihan.com）にてお知らせください。①店舗名（社名）、②郵便番号・ご住所、③ご担当者名、④電話番号、⑤メールアドレス、⑥FAX番号 |
| 2   | 店舗において「期限付きおこめ券」が使用できることを示すステッカーやポスターはありますか？                                      | 現時点では用意しておりません。                                                                                                                                                                        |
| 3   | 「期限付きおこめ券」（見本）の画像データはありますか？                                                       | 全米販のHP（ <a href="https://www.zenbeihan.com/">https://www.zenbeihan.com/</a> ）からダウンロードが可能ですのでご利用ください。                                                                                   |
| 4   | 「期限付きおこめ券」のJANコードを教えてください。                                                        | JANコードは「4 9 9 3 6 8 9 1 0 0 0 0 9」です。                                                                                                                                                  |
| 5   | 「期限付きおこめ券」は、販売（交換）する商品に制限はありますか？                                                  | おこめ券は、ご自身のお店で販売しているお米、食料品、その他お店が認めた商品と交換してください。                                                                                                                                        |
| 6   | 「期限付きおこめ券」で商品を販売（交換）した際にお釣りは出してもよろしいでしょうか？                                        | お釣りが出ない券となります。（おこめ券裏面記載のとおり）額面以上の商品とお引換えください。                                                                                                                                          |
| 7   | 「期限付きおこめ券」の有効期限（2026年9月30日）を過ぎてからお客様が持ってこられた場合、商品を販売（交換）してもよろしいでしょうか？             | 商品を販売（交換）できないことを、お客様に対して丁重にお伝えしてください。                                                                                                                                                  |

|    |                                                                        |                                                                                                                                                                        |
|----|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | 「期限付きおこめ券」を精算（換金）したいのですが、どのようにしたらいいですか？                                | 最寄りの米穀卸会社に、精算（換金）をご依頼ください。使用済みのおこめ券を全米販で直接、精算（換金）する際には、登録が必要になりますので、以下の項目を全米販にメール（ho-okomeken@zenbeihan.com）にてお知らせください。①店舗名（社名）、②郵便番号・ご住所、③ご担当者名、④電話番号、⑤メールアドレス、⑥FAX番号 |
| 9  | 使用済みのおこめ券の角（裏面にあるS-01/切取り無効）を切り取らないといけませんか？                            | 使用済みのおこめ券の再利用防止のため、おこめ券の角（裏面右上にあるS-01/切取り無効）を切り取りご送付してください。                                                                                                            |
| 10 | 使用済みのおこめ券は、精算（換金）期限はありますか？                                             | 最寄りの米穀卸会社で精算（換金）できない場合は、直接、全米販にて精算（換金）を致します。(2)使用済みのおこめ券は、2026年11月30日までに最寄りの米穀販売事業者または全米販に届くように送付してください。当該期限を過ぎた場合には、精算（換金）できません。                                      |
| 11 | 多店舗展開しているのですが、それぞれの店舗ごとに使用済みのおこめ券の精算（換金）の対応しなければならないのですか？              | なるべく、本社もしくは代表店舗にておまとめの上、精算（換金）の手続きをお願いします。                                                                                                                             |
| 12 | 使用済みのおこめ券の精算（換金）までのどのくらいの日数が掛かりますか？                                    | 米穀卸会社に精算（換金）をご依頼される場合は、当該米穀卸会社にお尋ねください。直接、全米販にて精算（換金）をする場合は、全米販に使用済み券到着後、換金対象の券を確認の上、精算（換金）の金額を確定し、速やかに指定口座へ振り込むことになります。                                               |
| 13 | 使用済みの「全農のおこめギフト券」と「全米販のおこめ券」は一緒に送っても精算（換金）していただけますか？                   | どちらの券も同様に精算（換金）いたします。                                                                                                                                                  |
| 14 | 使用済みのおこめ券を精算（換金）する際に「通常券/有効期限なしのおこめ券」と「期限付きおこめ券」を一緒に送ってよろしいでしょうか？      | 一緒に送っていただいて結構です。                                                                                                                                                       |
| 15 | お客様がおこめ券の角（裏面右上にあるS-01/切取り無効）が切れているものを持ってこられた場合、商品を販売（交換）してもよろしいでしょうか？ | 販売（交換）はできません。通常券同様、期限付きおこめ券の角（裏面右上にあるS-01/切取り無効）が切れた券は無効であるため、商品を販売（交換）することはお断りしてください。                                                                                 |